

陳情第 9 8 号	受理年月日	平成 2 7 年 7 月 2 日
付託委員会	建築消防委員会	
陳 情 者	八幡西区本城三丁目 2 2 - 1 9 大庭 孝広	
件 名	若戸トンネル内での消防車横転事故について	
要 旨		
<p>平成 25 年 8 月 5 日に若戸トンネル内で発生した消防車両横転事故について、その原因の隠蔽が行われている。真の原因を市民に周知しなかったことで、防ぐことができた可能性のある同様の事故が平成 27 年 4 月 10 日に発生した。</p>		
<p>トンネル内の事故は、逃げ場もなく火災による被害が発生し、昭和 54 年の日本坂トンネル事故では、火災の被害を含め 7 人が死亡するという大惨事になった。おのれの利益のみを追求し、組織ぐるみで不祥事を隠蔽することは、再発防止をおろそかにする許されない対応である。</p>		
<p>事故は、法定速度（時速 80 キロ）超過が原因で起こったものであり、悪意はなかったとしても故意によるものであるから、3,300 万円の消防車の廃車費用やトンネル補修費用の全額について税金で補填することは納税者に対する背任行為であり、費用負担についてもさかのぼって見直すべきである。</p>		
<p>市議会建築消防委員会に提出された平成 25 年 10 月 7 日付の消防局の報告書では、事故の原因はうやむやにされ、真の原因である速度超過を否定する内容になっている。</p>		
<p>私は、何とか真実を表に出すべく、横転した消防車に乗務していた 4 人に事情聴取をした調書について情報公開請求を行ったが、不開示の決定があったため異議申し立てを行い、現在情報公開審査会で審査中の段階である。</p>		
<p>市議会としても、関係者への聞き取りや、命令で調書を提出させるなど、その役目を果たしていただきたい。</p>		